

「しゅうニャン市」ロゴデザインの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、しゅうニャン市ロゴデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申請等)

第2条 「デザイン」を使用とするものは、あらかじめ「デザイン」使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、周南市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出（第2号様式）のみとし、この限りでない。

- (1) 周南市が使用するとき。
- (2) 周南市が主催する事業等で使用するとき。
- (3) 報道関係が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) そのほか、市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「デザイン」の使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 周南市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 「デザイン」等を正しい使用方法にしたがって使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) そのほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、「デザイン」使用（変更）承認書（第3号様式）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、当面の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 「デザイン」を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用しないこと。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第6条 「デザイン」の承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「デザイン」使用承認変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「デザイン」使用(変更)承認書(第3号様式)をもって行う。

3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(使用状況の報告等)

第7条 市長は、第2条ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、「デザイン」等の使用状況について報告を求めることができる。

2 市長は、「デザイン」の使用の承認を受けたものに対し、「デザイン」の使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第8条 市長は、ロゴデザインの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認取消しは、「デザイン」使用承認取消書(第5号様式)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により「デザイン」の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、市長はその責を負わない。

2 「デザイン」の使用承認を受けたものが、「デザイン」の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、「デザイン」の取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。